

平成26年7月1日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (10時0分開会)

御報告いたします。昨日の委員会において、浜田委員から「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」についての御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様配布をいたしております。また、高等学校課から、報告事項の「県立高等学校再編振興計画について」に関し、追加の資料の提出がありましたので、各委員の皆様配布をいたしております。

《総務部》

◎明神委員長 次に、総務部から、報告事項「職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について」の資料に誤りがあったため、差しかえをしたい旨の申し出がありましたので、各委員の皆様配布をいたしております。また、このことについて、総務部長、人事課長より説明を受けることにいたします。

◎小谷総務部長 昨日、御報告いたしました総務部所管の主な審議会等の状況のうち、高知県職員倫理審査会に添付しておりました人事課提出の資料、「職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について」の集計表に一部記載ミスがございました。大変申しわけございませんでした。お手元に修正した資料をお配りしておりますので、改めて、人事課長から詳細について御報告をさせていただきます。

〈人事課〉

◎澤田人事課長 報告資料に一部誤りがあり、まことに申しわけございませんでした。誤りがありましたのは、お手元に人事課の資料を改めて配布をさせていただいておりますが、「職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について」の1ページの(2)贈与等の内容別一覧の報酬等と合計の右端にあります金額欄です。括弧書きで記載をしております、1件2万円を超える閲覧対象の報告の金額と、対前年度比を誤って計上しております、正しくは137万4,000円、対前年度100.3%を誤って128万4,000円、対前年度93.7%と記載しておりました。おわびして訂正をさせていただきます。この報告は、高知県職員倫理条例第8条で、毎年度職員の職務に係る倫理の保持に関する状況につきまして、その概要を公表するとされておりますので、毎年贈与等報告書などについて御報告をしているものでございます。報告の対象となりますのは、1つには管理職員が事業者等から受けた金銭・物品、その他財産上の利益。2つ目が管理職員が事業者等から受けた供応接待。3つ目が管理職員が事業者等から支払いを受けた講演等の報酬のうち、職員の過去の職務に係る事項に関する講演等であって、職員が行うものであることを明らかにしておるものの報酬といった贈与等を受けた場合で、1件が5,000円を超える場合となっております。平成25年度は(1)任命権者別一覧の合計にありますとおり、全体で13人、21件、138万4,000円となっております。24年度分との合計欄の比較では、人数、件数、金額、いずれ

も昨年度より減少しています。これを内容別にしたものが、次の（２）贈与等の内容別一覧でございます。金銭・物品の供与、供応接待に該当する報告はございません。すべて、団体の役員や講師等として、会議や講演会に出席した際の旅費や謝金といった報酬等です。なお、括弧内の数字は1件2万円を超える閲覧対象となるものについて記載をしており、この数字を誤って記載したものです。審査会は、今年度は6月10日に開催しております、平成25年度の贈与等報告書に関して、特に問題とする指摘等はございませんでした。2ページ以降は閲覧対象となる個別案件の詳細ですので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 けさの新聞の記事との関係では整合性はとれてるのですか。

◎澤田人事課長 はい、とれております。

◎加藤委員 今、報告ありましたけど、これは単純な計算のミスなんですか。そこをもうちょっと説明をお願いします。

◎澤田人事課長 閲覧に影響しない分の金額、1万円を差し引くところを10万円差し引いたという、けた違いの単純ミスでございます。

◎加藤委員 これは、十分チェックしながらやっていただきたいと思いますが、この5,000円と2万円という基準がありますよね。報告は5,000円以上しますけど、要するに、5,000円から2万円までは閲覧をしないという空白もあるわけで、その基準というのはどういう設定をしているのですか。

◎澤田人事課長 5,000円以下は社会的儀礼の範囲であろうということ、あるいは2万円までは、社会通念上、高額とまでは言えないであろうという範囲ということで、国家公務員倫理法の考え方に準じて定めております。

◎加藤委員 例えば、1件が4,000円で月に1回ずつもらってたら、年間で4万8,000円になるわけですよね。その場合は公表はしなくていいというくくりになるのですか。そのあたりの制度を御説明いただけますか。

◎澤田人事課長 基本的に、利害関係者からの利益供与とか供応接待はすべて禁止をされておりますが、ただ、その依頼に応じて、報酬を受けて講演等を行う場合、贈与や供応接待に当たらないことから禁止をされておらず、そういう場合には贈与等を受けることができるわけですが、1件5,000円を超える場合に管理職はその報告をする必要があるということです。

◎加藤委員 例えば、毎月5,000円以内であれば、年間で結構な額になりますよね。毎月、例えば、1万5,000円であれば、年間もらえば20万円近い額になっても閲覧対象にはならないという状況もあるわけですよね。ちょっとそのあたりの説明をいただけますか。

◎澤田人事課長 基本的には、財産上の利益の供与とか接待の行われた単位、人的役務に対する報酬を受けた場合には、その報酬の支払いの単位を1件と考えてるんですけども、同一事業者からの利益供与や接待が複数回に分かれた場合でも、同一四半期内において、それらが同一の目的に基づく一体のものと考えられる場合には1件として報告書を提出していただくことになります。なお、同一事業者等から1件5,000円以下のものを複数回受けた場合には報告する義務はありませんけれども、この考え方も国家公務員倫理法の考え方に準じたものです。それと、5,000円以上のものについては、外部の委員で構成されております審査会のチェックを受けているところです。お話にありました5,000円以下の場合には、先ほど申しましたように、国家公務員倫理法の規定に準じて、1件当たりの金額がそれ以下の場合には報告の義務は生じないというところです。なお、定期的な報酬というのは、定期収入のような形になりますと、これは地方公務員法の規定で禁止をされておりますので、それには当たらないような単発のものということで考えております。

◎加藤委員 そんな事例は今まであるのですか。例えば、年間で言うたら、さっきみたいに10万円を超えたけれど、この報告規定にかかってないとか、そういうのはありますか。

◎小谷総務部長 過去まで全部調べたわけではないですけど、私がおった間で1件そういうのございました。ある職員が新聞に定期的を書いておって、毎月支払いがあったのですが、その額が5,000円と2万円の間でして、報告は来ております。定期的に来ておるので、足せば多分2万円を超えるのですが、1回ずつが2万円を超えていないために閲覧の対象となっていないという事例は、全部を網羅したわけではないですけども、3年間のうちには1件だったと思いますけど、あったことはあります。今申しましたように、審査会でこういうのがありますというときには、個人名、幾らもらったか、だれからもらったか、何でももらったというのを見せた上で、ただ、閲覧には条例上の対象2万円となっているので閲覧の対象にはならないことにはなっていますが、倫理審査会でチェックを受けて、そのときには特段の御指摘は受けてません。これは中身は何かというので、こういう職員が、こういう新聞に、こういうのを書いてもらったやつですという説明はさせていただいてるところでございます。先ほどありました1件5,000円と1件2万円というのは、国家公務員倫理法に準じてやっておりますけども、確かに中身によってはトータルでかなりの額になりますので、運用等については、審査会のチェックがあるところはまだいいんですけど、5,000円のところについてはちょっと実態がわからないので、また検討してみたいと思います。

◎加藤委員 不正はしっかりチェックされてると思いますけど、その判断基準があいまいなところが出てくる可能性もありますので、今、部長からも御答弁ありましたけど、検討をいただければと思います。

それと、管理職とおっしゃいましたけど、どこから以上の者を管理職と指してるのです

か。

◎澤田人事課長 通常は所属長で、課長級、管理職手当を支給されてる職員ということになります。

◎加藤委員 これも管理職だけでいいのかどうかというところもあると思うんです。例えば、班長とか課長補佐が、一緒に、旅費もいっぱい出てますけど、講師を依頼されたりとかということもあろうかと思しますので、そこもまた今の金額とあわせて御検討いただければと思いますので、要請にして終わりたいと思います。

◎土森委員 けた違いということですけど。これは単純なミスじゃないんですよ。銀行員は、1円でも間違ったら大変なことなんです。合うまで徹底的に追求して処理をする。お金というのはそんなもんです。銀行の場合にはお客さんが相手ですけど、こういうミスは県民が相手ですよ。ですから、この危機管理というのは非常にしっかりしておかんと。最近ぼつぼつ声が出てきて、この辺をもうしっかり、こういうミスがないように対応するようにしてもらわんと、県民の皆さんにしっかり説明ができません。ぜひそういう旨、気をつけてやってください。

◎池脇委員 2ページ、3ページなんですけれども、公営企業局のあき総合病院、特に幡多けんみん病院ですけれども、これは製薬会社からの謝金なんですよ。特に幡多けんみん病院で、診療部長の矢部先生のお名前がずっと出てるのですけれども、バイエル薬品とかちょっと新聞でも何か出てなかったですか。エーザイとか大日本住友製薬株式会社、多分、幡多けんみん病院に薬を納めている会社だと思うんですね。こういう会社からの医療関係のセミナーかなんかだろうと思うんですけれども、通常こういうことに出られたことで、薬の購入について影響はないと思うんですけれども。けど、そのあたりの倫理性みたいなものは、これはもう医師会の中では当たり前なことなのか。ちょっとそのあたりお聞きしたい。

◎澤田人事課長 おっしゃるとおり、この謝金等の支払い者につきましては、高知県職員倫理規則第3条に定める利害関係者に当たるところでして、当該報酬につきましては公営企業局の内規によりまして、その詳細を倫理監督員が把握して、その承認を得た上で受領しているというところがございます。なお、この承認に当たりまして、県立病院の医師が地域医療の向上に果たしている役割を考慮して、医師会等の公益的団体が主催・共催するものに限って承認するという取り扱いをしています。

◎池脇委員 これ、贈与者は製薬会社になってるけれども、この会そのものは、この会社が主体でやってる会ではないということですか。

◎澤田人事課長 必ず主催なり共催なりで公益的な団体がございまして、そこからの要請・依頼を受けての対応ということです。

◎池脇委員 けれども、謝金の贈与者がこういう製薬会社であれば、基本、そういう公共

性のあるところであれば、謝金の出どころが違うのじゃないかと思うんです。けど明らかにこれは製薬会社から出てますから、どうなのかということなんです。そこで公益的団体の会だって、どういうところで納得をされるのか、ちょっとそこは腑に落ちない。例えば1月、バイエル薬品の座長をされて3万3,000円、エーザイでもいいですけども、実際は公的な機関はどういうふうになってたんですか。

◎澤田人事課長 この件につきましては、幡多循環器の懇話会ですとか、幡多医師会、あるいは臨床検査技師の幡多支部等とともにバイエル薬品との共催という形で開催をされております。

◎池脇委員 共催ということであれば、謝金も折半ということになると思うんですけども、形は共催で、基本的には製薬会社が仕掛けている会じゃないかと思うんです。そういうふうには見てないんですか。

◎澤田人事課長 あくまで倫理監督員の承認を受ける際には、今回の開催内容・目的などに照らしまして、地域医療の向上というところでの勘案をして、県民の疑念や不信を招くようなことのないということを確認した上で承認をしているところです。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

本日の委員会は、昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、教育委員会について行います。

《報告事項》

◎明神委員長 初めに、教育委員会から、2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 「県立高等学校再編振興計画について」、高等学校課の説明を求めます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画の策定につきまして、御説明させていただきます。総務委員会資料の報告事項にございます、高等学校課の赤いインデックスがついた資料の1ページをお願いします。4月の業務概要委員会で御報告させていただきました様式に、その後の状況を加えながら御説明させていただきます。また、本日、参考資料としまして、追加でお配りさせていただきました資料は、6月16日に教育委員協議会の場で、高知県小中学校校長会の方々などに御説明させていただいたときの資料でございます。本日、説明は省略させていただきますが、全体の協議を把握できます資料となっておりますので御参考にしていただければと思います。

それでは、報告事項の1ページから御説明させていただきます。最初に、平成24年度までの取り組み状況を御説明します。平成15年11月に策定いたしました再編計画では、平成16年度から25年度の計画に基づきまして取り組んできたところです。それに続きます県立

高等学校再編振興計画の策定に向けまして、平成23年度から24年度にかけて、県内の有識者や学校関係者などの県立高等学校再編振興検討委員会と作業部会での審議を行い、その結果、平成25年2月に報告書に取りまとめられております。

次の平成25年度の取り組み状況にありますように、その報告書の内容を踏まえまして、平成25年度からは事務局におきまして、教育委員の御意見もお聞きしながら、再編振興計画の原案を策定するための事務局案、いわゆる、たたき台としまして考え方を整理してきたところがございます。このたたき台をもとに、県民の皆様や関係者に意思決定までの透明性を高める形で進めていくために、公開の場であります教育委員協議会におきまして、具体的な県立高等学校の再編振興計画について、平成25年12月から協議を行いました。その後、平成26年1月27日には、「前期実施計画（案）の策定に向けたたたき台」などをお示しながら検討を重ねてきました。このたたき台では、生徒数の減少、南海トラフ地震への備え、将来にわたって安心して学ぶことのできる教育環境の整備、グローバル人材の育成といった課題に対応するための具体的な取り組みとしまして、高知南中・高校と高知西高校を統合することで、グローバル人材の育成や震災に強い教育環境を整えること。須崎高校と須崎工業高校を統合し、適正規模の維持と震災への対策を図ることなどについて御提案させていただきました。その後、各学校関係者などに、この2つの統合案につきまして、1月28日から3月にかけて御説明させていただきました際には、高知南中・高校と須崎工業高校の保護者や同窓会の皆様からは単独校として残してほしいという御意見や、なぜ学校の統合が必要なのか、なぜこの学校なのかといった御意見もいただきました。

資料の2ページをおあげください。こうしたことから、平成26年度に入りまして、統合対象の学校関係者や県内の教育関係者の方々に御出席いただきました教育委員協議会におきまして、より具体的でわかりやすい資料をお示ししながら、丁寧な説明と意見交換を重ねているところです。その状況を詳しく御説明させていただきます。

第1回の4月25日の教育委員協議会で、まず、今後の進め方を協議した後に、第2回、5月17日の教育委員協議会で、高知南中・高校の保護者や校友会、進取会、国際教育振興会の方々に御出席いただき、御意見をお伺いしました。そのうち進取会と申しますのは、高知南中・高校の歴史が浅く、卒業者が若いため、校友会を支援するPTAのOBの団体でございます。また、国際教育振興会は留学生の受け入れの支援などを行っている団体でございます。これらの各団体の方々に発言者として18名に御出席いただき、より詳細な資料で、それまでにいただいております御意見で最も多い、なぜ高知市内で統合が必要なのか、また、なぜ高知南中・高校なのかについて、詳しい資料で御説明させていただきました。そのときの資料の概要がお手元にお配りしております、資料4、5となっております。その際には、今まで県教育委員会からの回答がないことやたたき台の発表の時期

など、これまでの進め方についての御意見があり、また、134項目からなる意見や質問をいただいております。また、その回答文書で作成しまして、第6回の6月17日になります教育委員協議会の場で御説明させていただきましたが、そのときには、高知南中・高校と高知西高校の統合の仕方について、たたき台とは別の、より統合感のある案も示してほしいという御意見もいただいておりますので、7月中にはその案を両校に御説明する予定となっております。また、第3回、5月31日に高知西高校の関係者に、参考資料6、7でございますが、御説明させていただいた際には、グローバル教育に対する前向きな評価もいただきました一方、一番大切なことは、高知南中・高校の方々の御理解を得る努力をしっかりと行うことであるといった御意見もいただきました。その後の第4回、6月3日の須崎高校と須崎工業高校の教育委員協議会では、参考資料8と9でございますが、意見としましては、両校とも学校単独で残してほしいという希望がございますが、統合するとしたら、須崎高校は進学対策をしっかりと行い、高知市内まで行かなくても、地元で学べる学校にしてほしい。また、これから進学する小学生、中学生の保護者に統合について説明してほしい。また、須崎工業高校からは、校名と4学科を残してほしいという御意見がございました。須崎高校、須崎工業高校の関係者の方々には、いただきました御意見に対しまして、今月8日に回答させていただく予定となっております。また、須崎市、中土佐町、津野町の小学生、中学生の保護者を対象にしまして、7月10日に須崎市内の会場で両校の統合についての説明会を開催する予定となっております。次に、6月16日に開催いたしました、第5回の教育委員協議会では、この参考資料ですべてを御説明させていただきましたが、そのときに、高知県小中校長会やPTA連合会の方々からは、一定やむを得ないというのが大方の意見である、中央部に切り込んだ今回の案は郡部に学校を存続させることになり評価できる、という御意見がありました一方、最後の高知南中学の5年間は教育活動が厳しくなることへの対応が必要である。高知西高校周辺の中学校に極力影響のないようにすみ分けをし、周辺中学校や地域への説明を丁寧に行ってほしいといった御意見をいただきました。この御意見のうち、高知西高校の周辺中学校に対する説明につきましては、高知市教育委員会の協力により、本日午後、高知市立小学校中学校校長会の中でお時間をいただき、御説明させていただく予定となっております。

以上、御説明させていただきましたように、引き続き学校関係者や教育関係者の皆様への説明と意見交換を重ねてまいります。その上で教育委員会としての考え方を整理した後、県民の皆様からも幅広く御意見をお伺いした上で、県立高等学校再編計画を取りまとめたいと考えております。

以上で、高等学校課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎中内委員 せんだって保護者会から文書が来ちよったろう。継続して会をしてくれと。

これはどういうようになっておりますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 先日、高知南中・高校の保護者の方から文書をいただいております。それにつきまして、趣旨は今後も委員協議会を途中で打ち切ることなく、重ねて行ってほしいという趣旨であったと思います。それにつきまして、先ほど御説明させていただきましたように、より統合感のある案を示してほしいという御要望がっておりますので、次回、それを高知南中・高校、それから高知西高校もあわせて説明させていただきます。その後も8月に再度やってほしいという御要望もありましたので、それも含めまして、今、検討しております。

◎中内委員 これはいつまでも会合して、継続していくということはなかなか厳しいろうと思いますので、いつごろ大体判断をして、カットするつもりか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 本議会で教育長から答弁させていただきましたように、中学生の進路を決定する時期が大体10月から11月となっています。それにできるだけ影響がないような形で進めてまいりたいと考えております。

◎中内委員 厳しい状況だと思いますけど、その辺は教育委員会がよく対応して、抜かりのないようにお願いいたします。

◎坂本（茂）委員 一つは、今も言われたけれども、一方で丁寧な議論をして、協議を一方的に打ち切ることなしにやってもらいたいという声にもこたえていくという姿勢がありながら、一方で10月から11月、中学生が進路決定するような時期には、一定、このめどをつけたいという。そこが、議論の渦中にある皆さんにとっては、やっぱりなかなか納得しかねる部分。とりわけ、この間本会議の中で教育長が答弁する際に、いたずらに先延ばしすることなくと言われたが、いたずらにじゃいう言葉つけよったら、余計不信感を私は招くことになると思うがですよ。だから、そののところ、本当に真摯に向かいあっていくという、その姿勢はやっぱりきちんと示していくことが必要じゃないかと思います。ですから、まさに議論がどこまで熟するかということはあると思うんですけども、本当に一方的に打ち切られるという受けとめになるような議論の仕方は、私はあってはならないのではないかと思いますけど、その辺について、また後で教育長にちょっとお伺いしたい。もう一つは、先ほど説明された、より統合感のある案のことと、先日教育長が米田議員に答弁された中で、両校が納得できるような案の検討というのは、同じ意味合いなのかなと思いますけれども、そのところもう少し詳しく説明していただけますか。

◎田村教育長 まず、丁寧な議論ということについては、今、企画監がお話しさせていただいたようなことはありますけれども、おっしゃるように、我々としてはそれぞれの統合の関係の皆さんに、最大限の御理解をいただけるよう最大限の努力をしていきたいと。打ち切るということではなくて、それまでに納得、御理解いただけるような形で議論を進めていきたいと思っております。

それから、統合感のあるやり方について、今の考え方はそれぞれの高校の校長ほかの考えもお聞きした上で、できればそれぞれ入った学校で最終的に卒業ができるという形が望ましいということでお聞きしておりましたので、その形で今のたたき台としては案を示しておるわけですがけれども、高知南中・高校の関係者の皆様から、もう少し統合感のあるやり方がないかという御意見もいただきましたので、それでは今示させていただいてる案以外で、もう少し別のやり方がないのか、今、まさに検討させていただいているところでございます。ただ、それは高知南中・高校の関係者の皆様にも納得していただく必要がありますけれども、一方で統合先の高知西高校の関係者の皆様にも納得していただけるようなやり方でないといけない、そういう趣旨でお話しさせていただいたということでございます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ、高知西高校との話し合いの中で、高知南中・高校の皆さんの納得が第一、その理解を得て初めて計画の検討ができるということをしてPTAの会長が述べられたと新聞に載っていましたが、そのことの受けとめについて、先日は米田議員もちょっと触れられたかと思うんですけども、そのところはどんなふうか。先ほどの両方が納得できるという意味合いの中にもこのことは含まれてくるのかなと思いますけれども、その辺のところをもう少し詳しく述べていただけたらと思います。

◎田村教育長 ただいま申しましたように、高知南中・高校の関係者の皆様、統合するのであれば、もう少し統合感をというお話をいただいたので、我々としてもできるだけそういう御希望に沿えるような形の統合の仕方がないか、今まさに検討させていただいてる。一方で、やはり高知西高校の関係者の皆様にも御理解いただくということは必要ですので、それを両立することが一番我々としても検討のときに考えんといかんことと思っております。高知西高校の関係者の御意見を受けて、何とか高知南中・高校の関係者の皆さんが納得いただけるようなものを今検討させていただいてます。ただ、最終的にどういう形でお示しできるかは、今の段階では検討中としか申し上げられませんが。

◎坂本（茂）委員 この間、ずっと高知南中・高校の関係者の皆さんが言ってこられた、生徒数・学級数の問題。高知県教育委員会が示している、いわゆる40人、6学級規模をこの中央地域で確保していくんだと。それで、その理由として、充実した学習指導と切磋琢磨できる教育環境がそれによって保証されるということが強調されればされるほど、一方でそのことが保障されない郡部の県立高校は、そのことが保証されない中で残していくわけですね。ということは、もうそのことは郡部の学校については望むべくもないですけども、残していくんですよというスタンスのように聞こえて、非常に何か気持ちの中ですっきりしないものがあるんですよ。だから、本当は郡部の高校だって、これだけの規模はなくても、その学校で本当に学んでよかったですと、そして進学についても保証できるとかいうことをなし遂げたいという思いは教育委員会にあると思うんですよ。にもかかわら

ず、その40人の6学級規模を保証することを強調すればするほど、そのところが逆に、郡部では保証されないことによる弊害はあるんじゃないかと聞こえてしまうんですけども、そう思われませんか。

◎田村教育長 6学級以上をぜひ維持したいというのは、そういうことができる環境のところについては、できるだけそういう形にしていきたいということです。それで、一方でおっしゃったような郡部の学校においては、どうしてもその地域からの中学校の卒業生の数からいって、そういうところが難しいところが多いことは事実です。ですから、そういう意味でいうと、6学級と同じような形での教育というのは難しいのは現実問題としてあります。ただ、我々としては、現実問題としてそういう環境にある学校であっても、できるだけいろんな形での手だてを講じることによって、郡部であるからといって、例えば、進学面で不利にならないように最大限努力はさせていただきたいと思っております。

◎塚地委員 より統合感のあるものという、とても抽象的な表現だと思いますけれども、保護者の皆さんからこの間出た意見は、ある意味、高知南中学校から高知西高校に進学できるようにならないかというのが一体感、統合感の具体的な案やったように聞いたんですけど、大体それをベースに検討されゆうがですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 はい、おっしゃるとおりです。

◎塚地委員 今、高知南中学校の1学年の定数は、何人になってますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 1学年の定員は、120名になっております。

◎塚地委員 高知西高校の1学年の定数は今何人ですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 高知西高校は、280名となっております。

◎塚地委員 もしそういうことになると、280名の高知西高校の1学年のうち、少なくとも3年間は高知南中学校の120名が上がっていく形を選択する、そういう統合案というのを計画されちゅうということですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 その辺の定員数をどうするか、120名にするのか、例えば80名にするのかといったことも含めて、今、検討させていただいてます。

◎塚地委員 それは高知西高校にとってはとても大きい課題になりますし、周辺の中学校にしても、高知西高校はある意味、結構人気の高い高校にもなってますので、そのところは相当丁寧さがいる話になってこようかと思うので、先ほど坂本委員もおっしゃったように、これから何回かやって、でも11月ぐらいには進路の決定をしないといけないという、そういうスピードでいいのか、まず一つ疑問に思うのと、統合問題も大変なんですけど、高知西高校も新たに中学校をつくることになると、物理的問題も出てくるわけです。その120人の3学級なので、360人の新たな生徒数がふえる。食堂をどうするのか、運動場や体育館の利用をどうするのかという問題も含めて、高知西高校での物理的条件の改善がどう図られるのかということも、この具体的議論の俎上に上っていかないと、それは保護

者への説明もできていかないし、納得のいかないことだと思うので、そういうことを一つ一つ考えていくと、先ほど言った、いたずらに先延ばしという、そのいたずらにではなくて、まさにそこは丁寧さが必要な部分になってくる、結構センシティブな問題も地域に起こってくるので、地域住民の皆さんからもいろんなことが出てくると思うんですよね。そういうところを聞きながら返していくことにならないと中学校ができた後もとというか、新たな統合ができたとしても、本当によい教育条件、地域環境の中で学校がスタートできるかにかかわってくるので、そこは結論ありき、時期ありきにならない対応を心がけていただかないといけないと思うんですけど、そこらあたりはいかがですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 性急に事を進めないようにという1点目ございましたが、今、委員協議会という公式の場で協議を重ねておるところですが、それとは別に、各団体の方々と個別に御説明する機会も設けたいと思っております。そういったことも重ねながら、委員協議会の場だけではなく、より御納得いただけるように丁寧に進めていきたいと思っております。

それから周辺中学校の御了解、それから地域の方々の御了解。それは先ほど御説明させていただきましたように、きょう午後から高知市中高校長会の場で説明させていただきます。そういった中で、なかなか御納得いただけない部分もあろうかと思えます。そういった場合には、また改めて中学校長の方々に御説明せないか機会も出てこようかと思えますが、そういったことを含めて御了解いただけるように、より丁寧に進めていきたいと思っております。

先ほど御指摘ありました体育館、それからグラウンドの敷地ですけれども、4月の業務概要でも簡単には御説明させていただいたとは思いますが、グラウンドにつきましては、朝倉の神田に共同グラウンドがございます。現在、高知工業高校、高知追手前高校など4校が共同で使用しております。そこを高知西高校がより活用できる手法がないかという点と、それから、現在、高知西高校の敷地内での再配置も含めまして、グラウンドを敷地内での拡張ができないかといったことも含めて、今後検討していきたいと思っております。それから体育館につきましては、高知西高校は県内でも有数の広い体育館です。高知南中・高校よりも広うございますが、体育館は現在のものを使用させていただくということで御理解いただけたらと思っております。

◎塚地委員 一つ一つそれを詰めていきゆうと、あそこの敷地の中で何を建てるかとか、例えば食堂をどうするかみたいなことも含めていろいろ出てくるので、そういう一つ一つの課題をより具体化して説明をして、納得いただくと。今、私がそれを聞いてわかりましたという話では全然ないわけなので、そういう丁寧が必要ですよということ。例えば、グラウンド一つの問題にしても結構距離がありますので、だから授業として使えるのか使えないのかも含めての議論も必要になってくるので、そういうことを丁寧に仕上げていく

ことを抜きにはやはりだめなんですね。先ほど、須崎工業高校と須崎高校の統合問題で、地域の中学校の保護者の皆さんにも御説明されるというお話があったんですけども、西高校のほうで例えば中学校をつくるという問題で地域の保護者への説明は考えてらっしゃらないですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 現在のところは考えておりませんが、そういったことも含めまして、高知市教育委員会と今後検討させていただきたいと思います。

◎塚地委員 最後に、先ほどおっしゃったことで、本当に丁寧さというのが要る。でも一方では11月から12月までに結論出すみたいな話がやっぱり伝わっていて、保護者の中にもちょっと不信感も当然出てきていて、結局言ってもだめなんじゃないのというような気持ちが出てきつつある状況もあるので、そこはぜひとも、そういうことではないということでも事を進めていただきたいと思いますと思うんですけど、それはそれでよろしいですか。

◎田村教育長 そういうこともあって、統合の仕方も含めた、より御理解いただけるようなやり方を、今、まさに検討させていただいて、我々としても最大限御理解いただく努力をしていきたいということでございます。

◎加藤委員 御説明もしっかりと対応して進めていただきたいと思います。ちょっと論点はずれますけど、教育環境の充実ということで、グローバル教育を進めていくということで御説明されてると思います。この資料も、資料ナンバー5のところ、グローバル教育を初めとして新たな教育課題への対応が必要となっているということが一番最初に掲げられているわけですよ。今、この案の中で目指しているのが国際バカロレアの認定校とか、スーパーグローバルハイスクールとか、そういうところを視野に入れながら研究を重ねていらっしゃると思うんですけども、何かこの説明の文言を見ると、非常に対応が後手に回ってるという印象を持つんですよ。課題があるから、仕方なくという文言は入ってないですけど、対応するということらえ方になると思うんですよ。ただ、今現在、グローバルハイスクールとかバカロレア認定されてる学校というのは、本当にハイレベルというか、日本の中でもかなりレベルの高い、どちらかというと、世界でも本当にトップレベルで通用する生徒を育てるという学校が多く見受けられると思うんですよ。だから、もっと積極的な意味合いが強いんだと思うんですけど、そこはどんなに考えてらっしゃいますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 趣旨としては後出しではなくて、当然グローバル教育、今までも進めておりました。高知県は柱として育てていきますということは今までも言うておりました。今回の統合に当たってはこういう観点も視点に入れますということで説明させていただいてますので、別に後から説明したというつもりで書いておるのではございません。

◎加藤委員 何が言いたいのかといいますと、もっと教育委員会としての熱が伝わるよう

な御説明をいただきたいという要望なんです。どんな学校つくっていききたいのか、これからどういう高知県の教育を目指していくか、その柱となるのがこれなんですというぐらいの大きなこれプロジェクトだと思っんです。だから、その将来に向けたビジョンとか、その決意なんかはちょっと教育長にも御答弁いただきたいと思っんですけど。

◎田村教育長 新しい統合の高校で目指してるグローバル教育というのは、英語がうまく使えるのはもちろんなんですけれども、それはそれとして、どちらかというと、プラスして、これまで日本はある意味欧米追随で、課題の解決の答えのあることについて、いかにうまく適用していこうかというような形でやってきたと。これからは、どんどん変革していく中であって、いろんな状況を受けて、みずから課題を見つけて、その課題をみずから解決していくような、そういう能力であるとか、あるいは、グローバル化の中であって、いろんな異文化の中でいかにうまくコミュニケーションをとっていくかとかいうような能力が求められていくと。そこに対応する人材を育てていきたいということなので、これは一つ統合後の学校をメインでということではありますけれども、それはほかの学校においても基本的に求められる能力ということになってくると思っんです。ですから、統合後の学校で国際バカロレアのプログラムを一つの象徴的なものとして取り組むことで、いろんな意味での成果はその統合の学校だけじゃなくて、ほかの学校にも波及するような効果が出てくるんじゃないかと思っんですところなんです。

◎加藤委員 その熱意が伝わるように、ここがメインではないんでしょうけれども、やっぱりそれぐらい大きな志を持ってやってるということを、ぜひ、説明会でも伝わるように要請をしておきたいと思っんです。

◎池脇委員 何点か確認をさせていただきながらお聞きしたいと思っんですが、教育の目的は何なのかとか、だれのため、何のための教育かという基本的な命題については、もう何度も言われてきてて、土佐の教育改革等の成果として、生徒、学生が主役であるという、そのこともうたい上げてきてますよね。ということであれば、生徒や学生を大事にしていく。そして、教育の一つの大きな目的は、生徒や学生、子供たちが幸せになっていくための教育であらねばならない。そのことを、それぞれの学校現場で先生方が一生懸命、努力・工夫されていくと。だから、そうしたものが前提であって、初めていろんなものが生かされてくるわけです。そのところは、共通認識を持っているととらえてよろしいですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 はい。

◎池脇委員 じゃあ、この統合についてですけども、今、この資料6の統合の進め方、まだ案になってますよね。この案をつくるときに、高知南中・高校と高知西高校の統合の進め方の案と、須崎高校と須崎工業高校との統合の進め方の案が違いますよね。まず、どうしてこういう違いが出てきたのか。御説明をいただけますか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 高知南中・高校と高知西高校におきましては、それぞれ、普通科、それから国際科、英語科という学科編成の中で、それぞれの両校の生徒さんが、それぞれの学校で学び終わるのが望ましいという両校の御意見もありましたことから、こういった形で案としてお示しさせていただいております。須崎高校、須崎工業高校につきましては、それぞれ、普通科3学科、それから工業科、今の案では3学科という案で、それぞれが統合するという中で、高知南中・高校とは違う形をとるほうが、より統合した際に学校運営上望ましいのではないかとこのところから、こういった形でお示しさせていただいております。

◎池脇委員 この統合の進め方の違いによって起きる課題、問題点はどのように把握をされておったんですか。

◎藤中高等学校課長 高知南中・高校、それから高知西高校との統合の部分については、それぞれの学校が、先ほど企画監が御説明しましたような状況の中で統合していくに当たっては、やはり高知南中・高等学校の生徒のまとまりが募集停止等の状況が進むに当たって、小さい集団になってしまうと。そういった全学年そろわない状態での生徒の教育活動の状態があると。そういった部分においては、高知南中・高校においては、その部分は課題であるという部分がございます。ただ、今回のたたき台の案につきましては、そういった中においても、やはりそれぞれの学校でしっかり最後まで進めていくという方向が、教育活動においては子供たちのためにも一番いいのではないかとこのところからこの案を出させていただいたというところがございます。

◎池脇委員 その違いについての説明をいただきたいのは、須崎案は両校が同じ時期に統合をするようになってます。どちらか一方が募集定員をして、廃校という形で統合という形ではない。ここが違う。どうしてこういう違う進め方をしたのかを聞いているのであって、先ほどの御説明ではその部分の説明にはなっていないんですね。その点の説明していただけますか。

◎藤中高等学校課長 高知南高校、それから高知西高校というのは、それぞれに国際科、普通科ともに2科の学科があります。また普通科が5学級、あるいは高知西高校においては6学級と、そういった複数の科がある学校です。それに対しまして、須崎高校、須崎工業高校については単科、総合学科という単科。あるいは工業高校という単科。そういったところでの統合の考え方をいろいろ検討する中においては、やはり、それぞれの学校が複数科をってるものについて、どういう形で統合していくのかと考えたときに、この違いが出てきたというところがまずは基本になろうかと思えます。

◎田村教育長 一番根本的に違うところは、須崎の場合は須崎高校と須崎工業高校の統合前の生徒数が、そのまま新しい統合後の学校に移行していくことになりますので、それはある意味、両方がある時期に、まさにその時点で統合するというやり方ができるというこ

とでございます。高知南中・高校と高知西高校の場合は、定員自体を、要は高知市周辺部
でできるだけ6学級を維持したいということで、定数を減らしましょうというのが一つの
大きなテーマになっておまして、今、高知南高校で6学級ありますけれども、6学級相
当の定数を減らすということがありますので、そうすると、須崎のような形で、ある時期
にどんとくっつけることがやりにくい面がございます。そこは、ただいろいろと事情とし
てはそういうことございますけれども、ただ、その中でも、何とか統合感のあるやり方が
ないのかというのは検討させていただきたいと。今、こうなっているのは主にそういう理
由かなと思っています。

◎池脇委員 それは、本質的な理由にはなり得ないだろうと。須崎案にしても、統合の前
に、統合に当たっては4クラスを3クラスに定数を減らしてますよ。だから、それは一つ
の要因であって、本質的な要因ではないだろうと思いますね。だから、ここの違いが、一
つはどうしても説得力のある説明が、ただけてないのではないかと。次に、この高知南
高校、高知西高校の統合の進め方の案で進めていけば、どういう課題が起きるのか。子供
たちの反応がどうなるのかということ、どれだけ議論をされたのか。子供たちのモチベ
ーションが上がるのか下がるのか。明確に平成33年に募集停止をして、高知南高校はもう
明らかに廃止ですよ。そしてこの図で見たら、平成33年から35年に向けて、統合になっ
てますね。意味がわからないですね。平成33年から35年まで高知南高校はまだ生徒が残っ
て存在してるんですよ。この図面では平成35年に統合。平成35年に統合というときには高知
南高校の生徒はいないんですよ。なのに統合という。これ何の統合ですかということ
です。もう存在しない。これ中学校は、その前に33年に統合すると。だからこの進め方を
すると、表題の統合ということが、まずはあいまいな使われ方をしているという。明らかに
これは、高知南高校の廃校。高知南県立中学校との統合を示した図であるわけですよ。ど
うこれを見ても、そのことについて子供たちがどのような心境になっていくのか、この案
をつくる時に生徒が子供たちが主役なんだと、学校は。という理念を掲げて土佐の教育
改革やってきて、高知南高校の子供たちは主役として本当に喜んで勉強してもらえるの
か。この間、この進め方を受け入れられるかということの議論をしっかりとっておかなく
ちゃいけない。と言いますのは、こういうことが表にぴしっと出てしまいますと、高知南
高校を来年も受ける生徒はおるんでしょう。120人の募集定員ですから、受験生あと30人ぐ
らい加えて150人ぐらいの方は受けるんですよ。けど、その生徒たちは、中学生は、もう
高知南高校がなくなるということを踏まえて受けるんですよ。できれば、なくなる学校に
は行きたくないという思いは素直に持っていると思いますよ。しかし、自分の学力では高
知南高校しか受けれないという選択肢。高知西高校とか高知小津高校とか高知追手前高校
とか受ける力はまだ自分にはない。中学校の先生の進路指導はそういうことだろう。高知
南高校やったら君は通るよと。受験体制も一発勝負になってきますね。そのワンチャンス

にかけなくちゃいけない。しかし、自分の今の学力では高知南高校しか受けられない。そして高知南高校を受ける。それ以外の学校を受ける子供については、合格したときには喜びがわくでしょう。ところが、なくなる学校しかもう自分の今の状況では受けられないというような思いの子供が、合格しても本当に喜ぶだろうか喜べるだろうか。また、入れなかった子供は入れなかったことに対しては残念でしょうけれども、また違った思いを持つのではないかと。受験生のときから感じるそうした思いを、3年間学校の中で過ごさなくちゃいけない。一人一人がそういうのを大なり小なり感じて入ってきてる。それが学校の中の空気になりますよね。重い空気。だから、その生徒たちのモチベーションをどうやって上げるのか。それは学校側としたら大変な努力が要るわけですよ。これから平成33年まで毎年、単純に言えば1,000人近くはそんな子供たち、そういうことを思い感じる子供たちが生み出されるということ。その子供たちの将来、本当に前向きに高校に入って、次に将来の大学とか就職にしても、自分が行きたかった高校に入っていけるという思いとはちょっと違うわけでね、なくなる学校ですから。最悪平成32年度に受ける子供は、もう自分が最後の生徒だと。あとは卒業するまではどんどん生徒数が、最終的には自分たちの学年だけしか残らない。そういう高校生活を送らなくちゃいけない。それを受け入れて受験をする。しかし、自分はここしか受けれる学力がついてないから、それを自分の人生の中で受け入れなくちゃいけない。それを背負ってこれから自分は生きていかななくちゃいけない。そういう覚悟まで求められる。そういう子供を平成32年までつくり出してくる。そのことに対する教育者としての心の痛み、子供の思いを、本当に議論をされたのかと。一方、須崎は、これは、同時になくなって新しい学校というニュアンスが残ってますから。こうした痛みとか思いは、この高知南高校を受ける子供たちとは全然違ってきてます。その点が僕は非常に見落としとしてはならない問題点だと思うんです。子供たちの犠牲と言ってはあれかもしれませんが、そういう子供を一方で生み出すような形で、ここで何のために学校編成するんですかという問いかけに対して、将来の子供たちのためによりよい教育環境を守っていくためにやるんですよと言っている。高知南高校の生徒たちの教育環境はどうなんですか。子供たちのよりよい将来のためにということが当てはまるのか、という問題点があります。そういう点を踏まえて、これまだ案ですから。この案の見直しを、ぜひ検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◎田村教育長 まず、池脇委員のおっしゃる点もあろうかと思えますけれども、来年以降、高知南中学校、あるいは高知南高校を受ける生徒たちが希望を持って受けていただけるような、そういう学校づくりをしていくことが、まず第一番だと思ってます。その上で、おっしゃるような心配はもちろんございます。保護者会等からの御意見としても、確かに今のたたき台でいけば、最終年度になると1学年だけしか高校に残らないとかいうような形になって、そういう面でのいろんな意味の学校での活動であったり、生徒の心理に

与える影響だとかいうことを御心配される御意見もいただいておりますので、そのようなことも含めて、どういった対応ができるのか。それで今のたたき台以外で、そういったことに配慮できる案がないか、まさに今検討させていただいておりますので、御意見も踏まえて、両校の関係の皆さんに納得いただけるような案を、ぜひ検討させていただきたいと思えます。

◎池脇委員 それを受けて、廃校になる学校に対して、手だてをしますと言って、今までやってきたけれども、手だては今以上の環境をつくり上げるということは物理的にできない状況に、廃校になる学校は追い詰められるということです。募集定員数も減る。当然クラスも減ってきます。教員の加配の問題もあります。そうした意味で、学校が縮小化してくる中で、今の現状の教員数、そして先生の質の問題も含めて、手を打つにしても限界がある。だから、今まで廃校になってきた学校が廃校になるまでの間に、充実をしてきたという、そういう納得ができる実態は存在してないんです。ますます厳しくなってきた、そして廃校になっていくという、子供たちの学校での教育環境が、マイナスになっていきゆう。それはやむを得ない状況で全部廃校になってきているんです。努力はされています。それはよくわかりますけれども。現実的にはそういうふうにはなかなかかなり得ないということをしつかり認識をしていただきたいと思います。

しかし、それわかってるけども、それ以上のことをやりますよということであれば別ですけれども、何か見解ありますか。

◎田村教育長 今の高知南中・高等学校の教育環境の充実については、前回の保護者会等々の話の中でも出させていただいておりますけれども、一つはいろんな御心配される生徒の心理面に対するケアの問題であったり、そういったことに、養護教員であったり、スクールカウンセラーをより充実して配置をするといったこととか、あるいは教員の加配についても、現実として考えていきたいと思えます。本当に具体のものとして、教育環境が充実したと実感していただけるような環境づくりはぜひやっていきたいと思っています。

◎池脇委員 高知南高校の国際学科と、高知西高校の英語科、これを生かすという文言がありますけれども、この進め方の中では生かされる場が存在してません。ですから、こうしたことも、もう一度抜本的に議論をしつかりし直して、高知南高校の関係者の方が納得いくようなお話をさせていただかないといけないと思えます。この進め方のいろんな案、整理が十分されてるようでされてないんです。現実にはそのことが、国際学科と英語科がどこでドッキングして、どこで生かされますかと言ったときに、このシミュレーションの進め方を見たらどこにも入ってない。言葉では入っていますけど、事実として入ってないことは見たらわかるんです。ですから、そのあたりも踏まえて、もしそういうのがあるんだったら、それが生かされる状況をつくり上げて、ここで生かされるんですよと示すべきだと思いますので、ぜひそうしたことも踏まえて、御検討を進めていただきたいと、要望を

させていただきます。

◎土森委員 今説明いただきまして、随分努力をされてると思います。要するに、先ほど池脇委員も言われたように、何のためということ聞かれた場合には、子供のためなんですよね。それと保護者のため、そして地域のためにもなります。そういう目的を持ってスタートしたわけですが、この県立高校の再編ということになるといろんな議論が出てくると思います。特に今回、教育委員協議会において、いろんな関係団体と協議を重ねて、よりよい学校をつくろうという、そういう前向きな姿勢にこの団体の皆さんもなってきたと受けとめました。そしてまだ、なお、今後も他の団体と色々な話し合いをしていい学校をつくる。子供たちにどういういい学校ができるか、そういう議論を深めていく、これはもう当然のことであって、そこまで努力していくことは、やるべきであって、それと、10月か11月に最終的にもう結論を出す。当然、もうとにかくタイムリミットを決めてやっていかないかんと思いますが、決めた上でも丁寧に説明していくことが、なお重要になってこようかと思えますので、要望しておきます。説明にもありましたように、国際社会で通用するような人間をつくっていかうという大きな目標もあるし、当然、須崎工業高校と須崎高校は普通科と工業科ですから、いろんな問題があるにしても、それぞれ団体の皆さんや保護者、PTA、教育関係者との話も進めていっているようですから、真摯にそれを受けとめながら、対応をしていってほしいと思いますね。何を言いたいかいうたら、愛媛県とか香川県の県立高校と高知県の県立高校の学力の差なんか愕然とします。もう少しこの辺を早く対応をしておけば、こんな差は出てないなど。以前、いろいろ調べました。愛媛県の超一流の県立じゃありませんが、この一つの学校をある学校と言わせてください。高知県全体の私立も含めて、国公立大学への入学数が少なかった時期があったんですね。これを見て、僕は何とか高知県の教育を向上させないかんなどということで、いろいろ基礎学力をしっかりと調査してやりなさいということも取り上げてみた時期もありました。ここに来て、義務教育課程でも随分と教育の水準上がってきましたね。いよいよ今から県立高校で、そういう子供たちをいかに受け入れて、いかに育てていくのか。そういう一つの大きな前提となるものが今度見えてきたんですからね。いろんな御苦労はあるにしても、ぜひ、いい学校をつくっていくために関係の皆さんと話し合いをし、協議をし、前向きな対応をしていただきますようお願いをしておきたいと同時に、その方向で取り組んでいく決意を教育長にお聞きしておきたいと思えます。

◎田村教育長 おっしゃるように、高知の高校も、最近では国公立大学に500人近く合格するというような形で、力はだんだんにつけてきておりますけれども、これから生徒が減少する中であって、ますます教育環境の充実というのは重要になってくると思います。そのために今まさに再編振興計画を策定させていただいてるということですので、おっしゃるような形でぜひ頑張っていきたいと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、「青少年センター本館及び宿泊棟改築工事の基本設計について」、生涯学習課の説明を求めます。

◎安岡生涯学習課長 香南市にございます青少年センターの本館と宿泊棟は改築に向けて取り組んでるところですけれども、基本設計ができ上がりましたので、その概要の説明をさせていただきたいと思います。総務委員会資料で報告事項と書いた資料の生涯学習課のインデックスのついたページをお開きいただきたいと思います。青少年センターは昭和42年の開設以来、多くの皆様方に御利用をいただいておりますが、本館と宿泊棟は建築から47年目を迎えて老朽化が著しく、耐震性の課題がございます。このため、建てかえに向けて設計作業を進めてきたところです。

まず、資料左上の（１）整備の基本的な考え方のところですが、改築の方向性といまして、現在の青少年教育施設としての機能を維持しながら、利用者が安心して快適に宿泊できるように、宿泊機能を充実することや社会教育的な役割を果たしていくために研修機能を充実することのほか、体育館や陸上競技場、野外炊飯など、青少年センター内にあるさまざまな施設との連携を踏まえた施設の配置や、障害のある方にも配慮して安心して利用していただけるように、バリアフリーへの配慮。そして環境に優しく、また災害時の施設利用といったことにも配慮をして設計を行っています。

次に、（２）整備対象施設の概要です。まず整備の場所ですが、資料下の青少年センターの全体配置図をごらんください。左側が現在の配置図で、右側が改築後の配置図です。図面の上が北側の方向になります。右側の改築後の配置図をごらんいただきたいと思いますが、図面中ほどに体育館がありますが、この右隣に濃く色塗りをした逆L字型の形のもがございます。これが計画している建物になります。この場所は、左側の図面をごらんいただきますとおわかりのように、現在の東駐車場の場所になります。この駐車場の北側の色濃く塗ったところが、現在の本館と宿泊棟の場所ですが、建築工事中も運営を行い、新しい建物が完成した後に取り壊して駐車場として整備をすることとしております。次に、資料の（２）の２つ目の黒ぼつのところにあります「整備対象延床面積」ですが、延床面積は約3,664平方メートルで、現在の本館と宿泊棟とほぼ同規模の施設を考えております。次に、構造及び階数ですが、鉄筋コンクリート3階建てと書いておりますが、先ほど申しました逆L字型の建物で南北に長い部分が本館で、ここは2階建てです。本館から西に延びた部分、これが宿泊棟で、この部分が3階建てとなります。

次に、資料の右側の移りまして、（３）施設の構成のところをごらんいただきたいと思っております。本館は1階に事務室のほか、昔の生活を体験できる歴史文化教室や、県内で発掘された化石などを展示する化石展示ホールなどを設けることとしております。また、2階

には講義形式で最大144人が利用可能なホールや多目的室のほか、4つの会議室を設けることとしております。次に、宿泊棟ですが、1階に食堂・喫茶コーナーを設けることや、ラウンジを設け、2階と3階が宿泊のフロアとなっております。今回の改築では洋室と和室が部屋数をふやしたり、1室当たりの定員を減らすなどして、より快適に利用していただけるようにしております。また、現在は1階に小浴場と大浴場がありますが、浴場の面積を大きくした上で宿泊フロアのある2階に小浴場、3階に大浴場を設けることといたしております。また、バリアフリーへの対応といたしまして、現在は設置をされておられませんエレベーターや多目的トイレ、そしてバリアフリー浴室を設けることといたしております。多目的トイレにつきましては、宿泊棟には1階から3階の各階に設けまして、また本館にも2階に設けることといたしまして、お体の不自由な方に安心して御利用いただけるようにしてるところです。また、環境への配慮といたしまして、屋上に太陽光発電パネルや太陽熱温水器を設置するほか、大雨のときに敷地外への雨水の流出量を抑えるため、建物の地下に雨水を一時的にためる貯水ピットを整備することといたしております。また、災害時への対策といたしまして、災害で停電した場合に備えて、非常用発電機を設置するなどして、施設を利用される方や近隣の住民の皆様の一時的な避難に対応できるよう配慮をいたしております。

最後に、今後のスケジュールですが、資料の左下をごらんいただきたいと思います。現在、実施設計を行っております。その後、平成27年度から28年度にかけて工事を行い、平成28年度中の新館での運用開始を目指すことといたしております。その後、現在の建物の解体工事を行い、その跡地を駐車場として整備をするための工事を平成29年度に実施する予定といたしております。

説明は以上です。よろしくお願いをいたします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 このL字型で1階と2階がつながっているということなんですが、こういうL字型の構造というのは揺れに弱いと言われてるんですけど、その辺は大丈夫なんですか。

◎安岡生涯学習課長 耐震上は問題はなくて、第2類で大きな揺れに対しても建物の構造の機能を崩さない程度の構造になっておりとお聞きしております。地震のときの設計といたしまして係数があるようでして、1.25という数字になっております。大地震の後に本体の構造体の大きな補修をすることなく建物の使用することができるような構造になっておりとお聞きしております。

◎坂本（茂）委員 専門家がそう言うんやったら間違いないでしょうけども、割とL字型の建物は揺れでどちらかの揺れによって突き合うて、そのジョイント部分が壊れると普通はなるんですよ。だから余りL字型の建物は、最近場所は許せば選択されないよう

に思うんですけども。そういうこともすべて大丈夫、つなぎ目部分も大丈夫だということながですね。

◎安岡生涯学習課長 我々も設計業者の方の設計に沿って御意見をいただいて、大丈夫だと判断をさせていただいております。

◎塚地委員 高知県産材とか木材の使用率とか利用率とか、一応鉄筋なのであれかと思えますけれども、そこらあたりはどんな工夫をされましたか。

◎安岡生涯学習課長 木質化を図るということで整備を進めるようにしております。ただ、具体的に何%にするかにつきましては、今後できるだけ使うようにはいたしますけれども、建築基準法上の課題をクリアするとか、そういう中でできるだけの木質化を図っていきたいと考えてるところです。

◎塚地委員 ぜひ、その点をよろしくお願ひしたいということと、新しくなった場合に利用料が引き上がるという想定にはなっていないですか。

◎安岡生涯学習課長 それも今後の検討になってまいります、今のところはそれによって大きく上げることは考えておりません。

◎西内（隆）副委員長 さっき木材の話出ましたけど、これCLTじゃないんですね。CLT、本県で使わずにオリンピックで進めるというのも、どうかと思うんですけど。

◎安岡生涯学習課長 鉄筋コンクリートづくりになっております。

◎田村教育長 一つは、3階建ての構造で大規模な建築物ということになると、CLTを今の時点では本格的に使うのは建築基準法上なかなか難しいという問題があるということです。

◎西内（隆）副委員長 それと、これはある程度、電気と熱量を多く使うものですので、あくまで現実的な問題もあるので、希望ですけども、木質バイオマスなんかの熱電供給の中小規模のものを使って、このほかの体育館とかの施設の冷暖房等にもエネルギーを供給するとか、あるいは、もちろん管轄の問題もあろうかと思えますけども、周辺の地域のハウスなんかと熱を共同利用するようなシステムも検討されてもいいんじゃないかと思うんですけども、なかなか難しいかと思えますけど、御検討をお願いします。それと、ここにある歴史文化教室とか化石展示ホール、自然科学教室いろいろありますが、ぜひ、ほこりのかぶるようなものにならんように、しっかり詰めていただければと思います。もし、この2点についてありましたら、課長お願いいたします。

◎安岡生涯学習課長 木質バイオマスの利用等につきまして、今の施設の中で、今回改めて建築しようとしてる施設の中で使用することにつきましては検討しておりませんが、県としても、木質のバイオマスの利用につきましては積極的に進めてるところですので、ケースバイケースというか、必要に応じて新たに設置をする場合には、その是非についても検討していきたいと考えているところです。

◎土森委員 CLTの話、それから木質バイオマスの話もありました。これ知事が2020年のオリンピック、パラリンピックで、CLTを売り出そうとしてますよね。合宿施設にCLTを使ってほしいという、国に要望してますよ。そういうこと考えると、この建築を考えたときに、一つの課題としてこれが出てこなかったんですか。これ不思議でならん。

◎田村教育長 正直に言いますと、検討しました。前の私の立場にあるときに、これがCLTでできないか投げかけさせていただいて検討してもらいましたけれども、ちょっとスケジュール上、要は平成28年度の運用開始というスケジュールを考えたときに、その時点でのCLTのいろんな法規制の状況であるとか。あるいはその国内におけるCLTの建築のためのいろんなパネル工場を含めて、準備であるとか考えたときに、この平成28年度に完成してスタートというスケジュールでは、いずれにせよ、ちょっと難しいということで、あきらめたという経過がございます。

◎土森委員 一応検討はしたがやね。平成28年度完成までには間に合わん。CLTは大体3階まで構わなかったがやないかね。

◎田村教育長 おおとよ製材の社員寮は3階建てで、あれは規模によって、3階建てまでもオーケーな部分もあります。ただし、これだけ大規模な施設になると、今の時点でいうと、なかなかクリアは難しいんじゃないかなと思います。それを今、クリアすべく検討してるということだと思います。

◎土森委員 それと、木質バイオマスですけど、冷暖房というのはちょっと難しいかもわからんけど、浴室に使える可能性というのは出てくると思いますよ。課長からちょっと説明がありましたけど、県の産業振興計画で進めようものは県の管理する施設には大いに活用せないかんと思いますんで、なお検討してみてください。

◎明神委員長 要請で。いいですかね。

それでは、質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長等に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小林本部長 では、よろしくお願いたします。私から警察本部の2つの議案について、簡単に御説明をさせていただきます。1点目が、平成26年度高知県一般会計補正予算。2点目が、高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。

まず1つ目の「平成26年度高知県一般会計補正予算について」でございます。資料は、お手元の①、平成26年6月高知県議会定例会議案（補正予算）の3ページでございます。本議会をお願いしております補正予算の見込み額は、款14警察費の欄に記載のとおり、総

額で1,471万9,000円の増額補正でございます。すべて警察活動費であり、その内容は航空隊基地の整備事業を行うものでございます。次に、債務負担行為に関してでございますが、同じ資料の5ページでございます。変更事項は、航空隊基地整備事業費1億4,892万5,000円の1件でございます。事業の詳細につきましては、後に会計課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上が1点目でございます。

続きまして、2つ目、第14号議案の「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございます。お手元の資料の③、議案（条例その他）の25ページでございます。本議案は道路交通法の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令が一部改正されたことを考慮し、運転免許試験に係る手数料の適用区分について必要な改正をするとともに、同法の引用規定の整理をしようとするものでございます。詳細につきましては、後ほど交通部長から説明をさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

◎明神委員長 それではここで切りがよいですから、昼食のために休憩いたしたいと存じます。再開は13時といたします。

(昼食のため休憩11時39分～13時01分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

御報告します。池脇委員から、所用のため少しおくれる旨の連絡があつてます。

〈会計課〉

◎明神委員長 会計課長の説明を求めます。

◎朝倉会計課長 お手元の資料、平成26年6月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づきまして、順次、項目を追いながら御説明をいたします。

29ページ、公安委員会補正予算総括表をお開きください。6月補正予算見込額は、先ほど本部長が申しましたとおり、総額で1,471万9,000円となっております。

資料の31ページをお開きください。補正予算見込額は目1活動費であります。右側説明欄、1生活安全対策費1,471万9,000円は航空隊基地の津波対策といたしまして、消防防災航空隊基地と一体となってかさ上げをした造成地に新築移転を行う事業の増額経費でございます。増額の内容といたしましては、労務費及び資材費の上昇に加えまして、非常用発電機の容量増加や、航空局からの指示に基づく離発着警告灯設置などの設計変更に要するものです。なお、当該事業は県危機管理部消防政策課に予算の配当替えを行い、一体の事業として契約をするもので、消防防災航空隊と高知県警察航空隊との面積案分による金額

となっております。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。資料の32ページをお開きください。変更事項の航空隊基地整備事業費は、先ほど説明いたしました事業の平成27年度分の増額経費であります。

以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御願いたします。

〈交通部〉

◎明神委員長 それでは、次に、交通部長の説明を求めます。

◎浪越交通部長 交通部長の浪越です。よろしく御願いたします。

本議案の改正の概要につきましては、本部長が説明しましたので、私からは細かな改正内容につきまして御説明いたします。まず、条例改正の必要性であります。これは道路交通法の改正と関連しておりますので、道路交通法の改正内容につきまして、簡単に御説明いたします。

3年前の栃木県鹿沼市、そして2年前には京都市内におきまして、意識障害を伴う発作を起こす持病を持っておりながら、運転免許証の更新時に虚偽の申告をした運転手がいずれも多数の死傷者を伴う交通事故を起こしております。これらを受けまして、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気等に該当する者の的確な把握と、この病気等を理由に免許を取り消された場合における、運転免許証再取得時の負担軽減などを内容とする道路交通法の一部を改正する法律が平成25年6月に公布され、この「自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気等に関する規定」が本年6月1日から施行となっております。

条例の改正内容の1点目は、道路交通法の一部改正に伴い、運転免許等に関する手数料の標準を定めました「道路交通法施行令」が一部改正されたことを考慮しまして、運転免許試験に係る手数料の適応の区分につきまして必要な改正をするものであります。これは病気等を理由に免許を取り消された場合における運転免許再取得時の負担軽減に関するものであります。資料③の25ページ及び資料④の4ページ及び75ページです。具体的には、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気等を理由に運転免許の取り消し等を受けた方が、その取り消し後3年以内に病状が回復し、免許を再取得しようとする場合には、適正検査試験を除く運転免許試験を免除すること。つまり、学科試験と技能試験を免除するということではありますが、これが道路交通法第97条の2第1項第5号に新たに設けられました。これに伴いまして、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令が一部改正されましたので、高知県におきましても、これを考慮いたしまして、運転免許試験に係る手数料の適用区分につきまして必要な改正をしようとするものであります。

条例の改正内容の2点目は、道路交通法の引用規定の整理をしようとするもので、これは今回の道路交通法の一部改正により同法第89条に第2項といたしまして、運転免許を受けようとする方に対する病気の症状に関する質問制度が規定され、改正前の第2項が第3項になったことからこの整理をしようとするものであります。

提出に係る議案の説明は以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 道路交通法の改正にかかわって幾つかお聞きしちよきたいがですけど、一つは、免許の更新時などの質問票というものは申請される全員の方が答える義務のあるものですか。

◎浪越交通部長 はい。そのとおりです。新規の申請並びに更新時も全員の方に書いていただくようにしております。

◎塚地委員 その場合、病名を記すという項目はないわけですよね。

◎浪越交通部長 全部で5問の質問表になっておりまして、過去5年以内において病気を原因とした、または原因は明らかでないが意識を失ったことがありますかというほか、いずれもそれに近いような質問事項でなっております、はい・いいえにレ点をしてもらうようになっております。

◎塚地委員 それについて、虚偽報告についての罰則規定が今までもあったと思うのですが、今回、どういう部分が改正されたのか。

◎浪越交通部長 今回の改正で罰則が新たに加わっております。これまでは罰則はございませんでした。

◎塚地委員 虚偽報告に対する罰則ってなかったですか。

◎浪越交通部長 これまではございませんでした。

◎塚地委員 新たに加わった罰則のその罰則内容というのはどうなってますか。

◎浪越交通部長 1年以下の懲役または30万円以下の罰金でございます。

◎塚地委員 それは結構重いものだと思いますが、それで、症状についての記載が、例えば、その人が認識してない場合も当然あるじゃないですか。わかんなくなったと認識してない、そういう場合の虚偽なんだという判断の部分がなかなか難しいことにならないかという議論は、多分国会の中でもあったと思うのですが、そこらあたりを今後検証する必要があると国会で附帯決議がついてると思います。その附帯決議についての県としての検討、どういうことを留意する必要があるのかについての議論はなされてないですかね。

◎浪越交通部長 そういった検討は行っておりません。

◎塚地委員 国会の法案を議決したときの附帯決議、それがどうか、確認していた

だけですか。

◎浪越交通部長 私どものほうでは、附帯決議については承知しておりません。

◎塚地委員 今確認していただくとわかると思うのですが、私は附帯決議がついた議案だったと思ってますが。

◎浪越交通部長 それについてはちょっと確認させていただきます。

◎塚地委員 そういうことをきちんと周知することの必要性和、やっぱり罰則規定を設けるということになったときに、それをどういうふうに判断をするのかというようなところはきちんと検証する必要がありますよと、今回の罰則規定が有効に働くかどうかというのを。そういう検証が必要だという中身が多分あると思うので、ぜひそれは今後を検討していただきたいということが一つと、それと、例えば、病気が改善をされたことになって、改善されましたよということについては、医師の診断書か何かが必要になりますかね。

◎浪越交通部長 そのとおりでございます。3年以内に回復された場合には、医師の診断書を提出いただけましたら、適性検査のみで実地検査、学科試験を免除しまして、また再び免許証を交付できます。

◎塚地委員 それで、今でも診断書は結構な金額が要るので、それに対して一定の助成ができないものかという意見もあるので、それは意見として伝えておきたいと思っております。

◎浪越交通部長 そういった補助金制度等は今のところありません。必要でありましたら、今後検討したいと思います。なお、ちなみに過去3年間でもこれに該当する方は10名足らずと把握しております。

◎塚地委員 過去10名程度ということなのですけれども、そういう病気によって免許が取得できない形になった場合への総合的な補助支援制度も考えるべきじゃないかというのは、多分、国会の議論の中でも出てると思うので、今お話にあった、例えば診断書を再提出しなくてはいけないとか、免許が取れないという状態になったときの今後の対応策というのは、高知県警の部局じゃなくて福祉の部門だろうとは思いますが、ぜひ、そういう方々の権利も守っていただくという対応もしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、そういう病気が原因で事故につながるというときに、過去の物損事故のデータを今集計するように多分変化してきていると思うのですが、その物損事故のデータを活用することも、事故を多発する方々のことをきちんと見つける上では重要事項じゃないでしょうかという議論もあったと思うので。そういうところからのアプローチも考えていただけたらいいかなと思いますので、またそれは意見として申したい。何かお返事がありますか。

◎浪越交通部長 承知いたしました。現在も人身事故等のデータを全部分析等もしまし

て、そういった方の把握には努めております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続きまして、警察本部より、3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。最初に、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、警務部長及び生活安全部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承を願います。

◎小林警察本部長 警察本部からの報告事項は3件でございます。その内容は、まず1項目が、「高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について」。2つ目が、「特殊詐欺の被害状況と抑止対策について」。そして3項目が、「審議会等の開催結果について」でございます。

まず、初めに私から総括説明をさせていただき、後ほど担当部長から詳細を説明させていただきます。1件目の「高知県警察非違事案防止対策総合プログラムの進捗状況について」でございますが、このプログラムにつきましての背景を若干御説明いたします。

県警におきましては、平成24年から25年の特に前半におきまして、非違事案、いわゆる不祥事が非常に多発いたしました。これは量的に多いのみならず、質的にも幹部職員によるパワーハラスメントであるとか、あるいは警察学校におけるセクシャルハラスメントであるとか、質的にも悪い事件が多発したわけでございます。こうしたことも受けまして、昨年5月にはこの当総務委員会から、警察官の不祥事の再発防止を求めるという申し入れを高知県警察に対していただきました。こうしたことを受けまして、昨年6月に高知県警察におきまして、この非違事案・不祥事を防止するための総合的なプログラムを策定したわけでございます。従来は、不祥事が起きますと対症療法的に行った本人を厳しく罰すると、そういうようなことを中心に行ってきたわけでございますが、この総合プログラムにおきましては、もうちょっと根本的に不祥事の起きにくい組織づくりをしようということを目指したものでございます。具体的に申しますと、一つは個人の資質を向上させる。それから、もう一つは不祥事が起きにくい職場の環境づくりをする。個人の資質の向上と職場の環境づくり、この2つの面から総合的なアプローチをするものでございます。プログラムの進捗状況につきましては、後ほど警務部長から説明をさせていただきます。

次に、2件目の「特殊詐欺の被害状況と抑止対策について」でございます。特殊詐欺、いわゆるオレオレ詐欺ですとか、振り込め詐欺のたぐいでございますが、これにつきましては、本年に入ってから本県における被害が急増しておりまして、とりわけ47都道府県の中でも人口1人当たりにおける被害額というものが、全国でもワースト1位という残念な結果になっております。特殊詐欺の現状と対策に関しまして、後ほど生活安全部長から御

説明をさせていただきます。

最後に、3件目の「審議会等の開催結果について」でございます。これは定例の御報告でございますが、後ほど同じく生活安全部長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

◎明神委員長 続いて、「高知県警察非違事案防止総合対策プログラム進捗状況について」、警務部長の説明を求めます。

◎澤田警務部長 「高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について」、御報告させていただきます。資料につきましては、A4縦で警察本部説明資料という表紙がついたA3の横の資料を使って説明させていただきたいと思います。

まず、本プログラムの概要及び策定の経緯につきましては、先ほど本部長からの総括説明にありましたとおり、このプログラムを昨年6月に策定いたしました。中身といたしましては、過去の非違事案を分析・検証を行いまして、非違事案の原因といたしまして先ほど説明がありましたように、個人の資質によるものと職場環境によるものの2点あることから、個人の資質に着目した対策及び職場環境に着目した対策の大きな2つの柱で構成する本プログラムを昨年6月に策定いたしました。

そしてこの大きな2つの柱はさらに細かな項目で構成されております。高知県警察においては、本プログラムに掲げた施策を職員一人一人に浸透するよう着実に実施し、その進捗状況を定期的に検証して公安委員会に報告し指示を受けるとともに、当総務委員会に御報告してまいったところであります。

さて、本年の非違事案等の発生状況でございますが、懲戒処分が1名、監督上の措置が5名となっており、懲戒処分者は前年同期に比べ1名の減少、監督上の措置は前年同期に比べ1名の増加となっております。懲戒処分者は平成24年の6名をピークに平成25年、そして本年とわずかではあります減少傾向にありますので、本プログラムは一定の成果を上げているものと考えております。

それでは、本プログラムの進捗状況につきまして御説明いたします。説明資料の1ページをごらんください。A3の横で赤色になっているものが1ページ、青色になっているものが2ページでございます。

まず1ページ目、個人の資質に着目した対策につきまして説明させていただきます。ページの左側をごらんいただきますと、上から今までの取り組み、測定指標・参考指標、足りない点、今後の取り組みと分けて記載しております。この中の一部を抜粋して御説明させていただきます。まず、個人の資質に着目した対策の優秀な人材の確保のうち、積極的な採用募集活動の実施による受験者の確保についてですが、今まで以上に多くの方に高知県警察を受験していただけるよう、本年度から警察官採用試験の身長・体重の基準を撤廃するとともに、大学卒業の方を対象とする警察官A採用試験の一次試験を東京でも受験で

きるようにしました。また、フェイスブックを始めるなどして、学生等に対する情報発信活動を拡充しております。高知県警察のすべての部署を挙げて採用募集活動に取り組んだ結果、応募者数は高校卒業程度の方を対象にする警察官Bの女性を除き、平成25年度以降増加傾向にあります。しかしながら、平成26年度の警察官Aの募集活動を振り返ってみますと、採用募集活動が低調な部署に対して、高知県警本部の採用活動を担当する部署からのフォローが不十分でありました。したがって、今後は活動が低調な部署に対する継続的な指導や情報提供を行ってまいりたいと思います。加えて、どのような募集活動が効果があったか、受験者や警察学校にいる初任科生等を対象にアンケートを実施してしっかり検証し、その結果を生かした取り組みを今後行ってまいりたいと考えております。

次に、2ページ目でございますが、職場環境に着目した対策関係の御説明をいたします。職場環境に着目した対策の非違事案が起りにくく、職員の士気が高まる環境の整備の予防監察の推進について、御説明いたします。ことしの春の機構改革におきまして、高知県警察本部の監察課の体制を強化するなどしたほか、非違事案の発生するリスクの高い領域、例えば、留置施設の管理状況であるとか、各種書類や貸与品の保管状況といった領域に重点を置きました予防監察を推進しているところでございます。この部分の測定指標といたしまして、懲戒処分等の状況と交通違反・交通事故の状況を挙げておりますが、おおむね減少またはほぼ横ばいにある中、交通事故につきましては前年に比べて増加しております。つきましては、警察職員の交通事故防止対策がまだまだ不十分であると考えておりますので、高知県警察といたしましては、事故防止意識の高揚、訓練を通じた運転技能の向上、また同乗者がいる場合における安全確認の徹底などを継続するほか、基本運転訓練を行うことができる環境づくりを継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上が簡単でございますが、これまで高知県警察で取り組んでまいりました本プログラムの進捗状況についての御報告です。

◎明神委員長 続きます、「特殊詐欺の被害状況と抑止対策について」、「審議会等の開催結果について」、生活安全部長の説明を求めます。

◎上村生活安全部長 「特殊詐欺の被害状況と抑止対策について」、お配りしております警察本部補足説明資料の③に基づき御説明してまいります。2ページをお開きください。

既に新聞報道等で御承知おきのことと思いますが、ことしに入りまして、県内では特殊詐欺被害が続発している状況にあります。本年5月末時点で被害件数は39件に達し、被害額も4億5,000万円となっています。これは昨年同期比と比較し、件数でプラス16件、被害額でプラス約3億2,800万円となっており、大幅な増加となっております。なお、昨日までの被害状況につきましては、新聞等でも御存じのとおり、47件発生しておりまして、4億6,100万円余りとなっております。

資料の3ページには、特殊詐欺の手口別件数、被害額を記載しております。被害者のう

ち、65歳以上の高齢者が全体の67%を占め、また、4月から5月にかけて同一手口による被害が続発するなど異常な事態となりましたことから、本年5月17日付で県下に特殊詐欺被害防止警戒警報を発令して、集中的に各種抑止対策を実施いたしました。特殊詐欺被害防止警戒警報は、県内において、おおむね1カ月以上に5件以上の同一手口による振り込め詐欺が発生した場合に発令するもので、県民の皆様には警戒を促すとともに、10日間にわたって各種対策を集中的に実施して、被害抑止を図ろうというものであります。平成24年6月に高知県警察の内部通達により制定しておりますが、今回の発令は制定後初めてのことであります。警戒警報期間経過後も引き続き対策を強化しておりますので、本日はその説明をさせていただきます。

資料の4ページをお開きください。まず最初に抑止対策につきましては、被疑者に対するアプローチ、被害者に対するアプローチ、それと犯罪空間に対するアプローチにより取り組んでおります。これらのアプローチを端的に申し上げますと、被疑者に対するアプローチとは、犯人の検挙であります。被害者に対するアプローチとは、県民の皆様はこの犯罪の手口を知っていただき、犯罪に対する抵抗力を強化していただくという意味での広報啓発活動になります。犯罪空間に対するアプローチとは、各関係機関にお願いをして犯罪が行われる場所において犯罪を抑止するということになります。

それでは、これらのアプローチの現状等について、順を追って説明させていただきます。資料の5ページをお開きください。最初に被疑者に対するアプローチとして、特殊詐欺の検挙状況について御説明いたします。本年5月末現在、9件6名を検挙しております。内訳は、振り込め詐欺事件で奈良県・島根県警察合同捜査によるオレオレ詐欺事件1件1名、窪川所管内発生のおレオレ詐欺事件1件1名、神奈川県警などとの合同捜査によるオレオレ詐欺事件1件、高知東署管内発生のお架空請求詐欺事件1件1名であり、振り込め詐欺事件以外の特殊詐欺事件では、高知署管内発生のおダイヤモンド購入名目等による特殊詐欺事件3件1名、南国署及び高知東署合同捜査によるロト6等当選番号情報登録名目の特殊詐欺事件2件2名であります。そのうち、高知東署管内のお架空請求詐欺事件と高知署管内発生のおダイヤモンド購入名目詐欺事件は、いずれもだまされたふり作戦によってそれぞれの受け子と呼ばれますお集金役の被疑者を検挙しております。今後おだまされたふり作戦などを駆使して、1件でも多く検挙してまいりたいと考えております。

次に、潜在的な被害者に対するアプローチといたしまして、広報啓発活動を中心に説明をいたします。資料の6ページをお開きください。警察独自の働き掛けといたしましては、このたびの事態を受け、警察本部において、パンフレット・チラシを6万枚、ポケットティッシュを1万個、緊急に作成いたしまして、各警察署及び協力団体に配付して被害防止を呼びかける啓発用具として活用しております。また、県下各署においては警察官や地域安全アドバイザーが高齢者の方のお宅を訪問するなどして、直接具体的な指導を行う

などしております。資料の7ページには、高知県警察において作成した啓発パンフレットの例を記載しております。

次に、多(他)機関と協働した働き掛けについてであります。高齢の方と接触する機会が多い高知県高齢者福祉課や、市町村の地域包括支援センター、社会福祉協議会等に対し、高齢者の方のお宅を訪問する際などに啓発グッズを配布して、注意喚起していただくよう協力依頼しております。また、各種広報媒体の活用といたしまして、県、国土交通省等に依頼しまして、県庁電子掲示板や道路交通情報板、野球場・競輪場等の電光掲示板を利用した広報を行うとともに、報道各社に対する被害情報の情報発信を行っております。

資料の8ページをお開きください。次に、犯罪空間に対するアプローチといたしましては、振り込みを水際で阻止する目的で、銀行・郵便局等に対して高齢者による高額、これは200万円以上ということにしておりますが、の預貯金の引き出し、解約等があれば、警察に通報するよう協力依頼するとともに、郵便・宅配業者に対しましては、被害防止パンフレットの配布、声かけ等の協力依頼を実施しております。

最後に、今後の取り組みについてであります。御説明してきましたように、高知県警察におきましては関係機関とも連携して各種対策をとっているところでございます。しかしながら、被害を防止するためには何よりも県民の皆様の抵抗力の強化が非常に重要であります。したがって、高齢者宅への訪問活動のほか、行政機関、介護事業所、民間企業と関係機関との連携を一層強め、県民の皆様に特殊詐欺事件の手口と、犯人側からの接触があった場合の対応策をよく知っていただき、だまされない体質をつくって被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。県民の皆様が仮にだまされたとしても、預貯金を引き出すときや引き出したお金を送金するときに関係機関の皆様の協力があり、警察に通報していただければ被害を防止することができます。この引き出させない、送らせないという取り組みもまだまだ十分とは言えません。したがって、引き続き、金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等の関係機関に対して預貯金等を引き出そうとする方、現金を送ろうとする方への声かけと警察への通報の依頼を繰り返し実施してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、一過性の対策では抑止対策も抑止効果も限定的になりますし、今後も継続して被疑者・被害者・犯罪空間に対するアプローチにより抑止対策を推進するとともに、結果を検証して、より効果的な対策を行ってまいりたいと考えております。

特殊詐欺被害状況と抑止対策については以上でございます。

次に、平成26年度の審議会の開催結果について、御報告いたします。お配りしております警察本部説明資料の審議会等という赤のインデックスが張りつけられたページをお開きください。警察本部生活安全企画課が所管する高知県防犯協会の通常総会が、平成26年5月30日、高知会館において開催されました。通常総会の出席者は、高知県防犯協会会長岡

崎誠也高知市長ほか34名であり、第1号議案、平成25年度事業報告及び収支決算報告について。第2号議案、平成26年度事業計画案及び収支予算案について。第3号議案、役員を選任について。第4号議案、定款の変更について。第5号議案、総会決議案についてがそれぞれ審議され、すべて全会一致で可決承認となり、総会議案等に関する質疑事項等には特にごさいませんでした。なお、第3号議案の役員を選任について補足いたしますと、理事3名、幹事1名から辞任届が提出されたため、後任者の選任については、理事会で承認された事務局案が総会において審議され可決承認されております。

審議会等についての説明は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 非違事案の関係の職場環境に着目した対策の中で、運転訓練のことがお話ありましたけれども、普通のパトカーなどで追跡するとかいうときは、赤色灯を回転させたりサイレン鳴らしよったら、そういう追跡行為やなとかいうのはわかるんですけども、自転車で警ら中に、例えば、すごくスピード出して自転車で、警察官が移動してるとかいうときは、これはわからないですよ。わからない中で、例えば、いわゆる自転車運転マナーを当然守ってないような形で警察官が自転車を運転してた場合に、これはどういうふうに見たらいいのかということを感じるんですよ。日ごろは指導してる側であって、その指導をしてる側がいわば自転車運転のルールを守ってない状況で移動してると。しかしそれはいわば当然の警察官としての職務執行のための移動なのかどうかかわからないですよ。そこのところはどうか我々としては理解したらいいんですか。

◎小林警察本部長 委員御指摘のとおり、自転車に関して言うと、パトカーのように赤色灯があるわけではございませんので、緊急の移動をしてるのか、あるいは通常の例えば交代で交番に行くときであるのかという区別は正直なところつきません。確かに、場合によっては緊急時でないにもかかわらず、実際本来警察官が守るべきマナーを守らないで自転車運転している場合もないわけではございません。そうした場合につきまして、一般県民の方々から警察署あるいは高知県警察本部のほうに、例えば何月何時何分ごろに警察官がこういう自転車の運転してるのを見たけどどうなんだという御指摘を賜ることがあります。そうした場合、私どもそれを検証いたしまして、もしも通常の移動であるにもかかわらず警察官がマナーを守ってなかったということがあれば、その点につきましては、厳しく指導するとともに、通報していただいた方に対してもその経緯について御説明をするようにしております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

もう1点。その特殊詐欺の関係ですが、高知県で多いのはなぜか、その背景分析とかはいろんな事例を通じてされてるのかどうかですよ。例えば、県民性といったことも背景にあるのかとか、そういうことを含めて、多いことの背景分析みたいなのは警察的には

どんなふうにされていますか。

◎上村生活安全部長 件数が現在のところ47件で、直ちにそれが即その分析結果が出るということではないです。一般的に、高齢者が何割くらい占めておるとか、女性が多いか男性が多いとかいう分析はしております。被害額の金額で言いますと、高知県がワースト1位で、2番目が和歌山県ですので、県民性といいますか、人柄のよさというものも背景にあるのではないかなという予測といいますか、そういう分析程度になります。

◎小林警察本部長 若干追加をさせていただきます。今、生活安全部長からありましたように、県民性、土地柄というものもあるかもしれませんが、他方で私どもやはり警察でございますので、被害額が多いということは、すなわち警察としての努力が足りないのではないかと真摯に受けとめたいと思っております。もちろん県警察といたしまして、ほかの県警察と同じようないろんな手だては打ってるわけでございます。その内容を今、生活安全部長から説明があったわけでございますが、ただし、それぞれほかの県警察もやっているような施策をどこまでしっかりやり切るか。例えば、高齢者の方々に手口を説明して注意していただくにしても、どこまでしっかり相手の方々の心に響くような説明ができていくか、恐らくそういったところで差がついてきているのかもしれないと考えております。また、その金融機関に対する働きかけ、水際で防止をしてくださいということもお願いしてるわけでございますが、そうした金融機関等における水際阻止率みたいなものも、高知県の場合、若干他県に比べると低いところがございます。こういったところも見ますと、やはり私どもの金融機関等を始めとする関係機関に対する働きかけが、もしかしたら、やはり心に響くようにきちんとお願いできていないのかもしれない。そういったことで、ほかの県もやっているような同じ施策ではございますけれども、県民の皆様、あるいは関係機関の方々に、より真剣に受け取っていただけるような効果的な御説明なり働きかけというものを今後もっとしっかりとやっていきたいと思っております。

◎西内（隆）副委員長 特殊詐欺の件についてお尋ねしたいと思います。どんどん被害額が伸びてるということで、極端な話、私が犯罪をする側でしたら、もっと力入れてやっていこうかという流れに拍車がかかるような雰囲気になってると思いますけれども、これをきっちりと県民の皆さんに対して啓発をするということで防ぐというのもそうですし、もう一つはきっちりと検挙をしていくという作業が必要なるうかと思えます。それで、検挙のための取り組みの体制として、警察署単位でばらばらにやってるという理解をするわけなんですけれども、多分県域を越えた事案なんかもあるという話がありました。そういう中で、体制的に大丈夫なのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

◎上村生活安全部長 体制的には十分とは言えませんが、それぞれ限られた体制の中で、署の間では共同捜査、合同捜査。それから県外との間でも同じように共合同捜査を組んで、なるべく効率のいい捜査をやっておる。ただどうしても受け子とかその上部のほうに

突き上げ捜査をしても押さえても、なかなかその上には行かないということで、捕らえ損と申しますか、そういう状態にはなっております。それで結局、今は交付方法も前は銀行振り込みでやっておったんですけど、今は、レターパック、宅配便で送ったりという送付型が57%。今、高知県の17件中で57%になっておりますし、手交と言いまして、直接取りに行かせる、だれか受け子が行くのが11%になっております。その前にあった銀行からの振り込み型は、ぐっと減っておるとい状況になっております。これも検挙にあわせて、口座凍結とか、電話を使わせないようにするとか、そういう取り組みもあわせて警察としてやっておりますので、口座がなくなってきたこういう形になってきておるといことも考えられます。引き続きこういう対策を続けていくことにしております。

◎西内（隆）副委員長　なかなか手が足りているかといえば、厳しい状況にあるという御答弁だったと理解しましたけれども、もちろんしっかり検挙していただいて、抑止力とい申しますか、悪いことをしたら捕まるんだぞといところも、しっかり発信をしていかななくてはいけないわけがございます。そのほか、やらなくてはいけないこと多々あると思申すけれども、そういう中で、組織的に組みかえて、専門的に携わるチームが必要であるとか、マンパワーを足していく必要があるとか、いろいろ検討いただいて適切に対応できるような状態に、ぜひ、していただければと思申します。

◎小林警察本部長　先ほど委員から、例えば高知警察署であるとか高知南警察署とか、その署で単独でやってるのではないかという御指摘もあつたかと思申すんですが、あれは発生した場所を管轄する警察署等の名前を、とりあえず事件の名前として冠しててわけでありまして、決してその署だけで任せてやらせているというわけではございません。御指摘のように、この種の特殊詐欺、非常に広域的な犯罪となっております。したがいまして、高知県警察の中では、現在の高知県警察本部に特殊詐欺を担当する司令塔、これは組織犯罪対策参事官が兼務しててわけがございますが、全体の司令塔を設けまして、各関係する警察署あるいは高知県警察本部の各所属の全体のコーディネートをする任務を任せております。また、他の都道府県との関係においても、東京にあります警察庁に同じような全国の捜査を統括する司令塔がございまして、そういう司令塔のもとで、現在は多くの県警察が協力して、全国的な、いわゆるFBI方式といのに近いんですが、そういう形で捜査に当たることにしております。こういったことを今後とも続けまして、少ない体制の中でもより効率的、効果的に検挙といか捜査を続けていきたいと思っております。

◎土森委員　高齢者はお金を持ちょうがですね。何でだまされるかなとい、もう率直な思申なんですね。詐欺のほうが上手なんでしょう。これ9件ありますけど、男性女性どっちが多いか、年齢層はどうなつてますか。

◎上村生活安全部長　ことしは60歳から69歳が若干少なくて11%。それから70歳代が36%、それから80歳代が19%といことで、70歳代、80歳代が多くなつております。去年

の傾向は、60歳代が22%で、70歳代が31%、80歳代が12%ということです。若干ぶれはあるんですけど、大体65歳から以上の高齢者が多いと言えます。

◎明神委員長 男性、女性わかりますか。

◎上村生活安全部長 女性が64%、男性が36%ということになっておりますけれども、やっぱり女性のほうが人口的に多いので、そういうことではないかなと思っております。

◎土森委員 人生頑張っただけで蓄えを余生を暮すために持ちこたうから、やっぱり欲なんですかね、人間が。欲でこういうものにかかりやすい、詐欺に。何とかこれ今本部長言われたように、全国組織で、F B I 方式言いましたかね。そういう関係でぜひ被害が出ないように頑張ってくださいますように要請をしておきます。本当に高齢者の方がこんなにかかったら気の毒。泣くに泣けんと思いますよ。

◎塚地委員 この1件の被害額というのは物すごい高額になってますよね。例えば、100人の人に声をかけて、たまたまその1件の人がすごく高額な詐欺にひっかかったというようなことなのか、一定高額なものを持っている人を想定して、そこにアプローチしているのかとか、そんなようなことは検挙の中で何かわかるものですか。

◎上村生活安全部長 被害者から聞き取る場合に、やりとりの中で金額が高くなったり、幾らくらい持っておるか、出せるお金があるかというのを相手側も聞き取るわけですね。マニュアルがあってやるわけですけど。それによって金額も上がったりとか。1回取って、また連続的に何回も何回もだまされ続けるということになります。それから、名簿が流通しておりまして、これまでにだまし取られた名簿ですね。それが名簿屋等を通じて、そういうものの手元に渡るので、同じ被害者が何回もだまされるということもあります。

◎塚地委員 それは一たん被害に遭った方に、そういう名簿も出ますので、次は遭わないでくださいねと言ってもやっぱりそうなるちゃうですかね。

◎上村生活安全部長 そういう名簿も警察は入りますので、地域警察官とかアドバイザーとか含めまして、そういう御老人のところを回ったりして、個別な対応もしております。

◎塚地委員 そこは再犯防止に最も確率の高い防止策だと思うので、ぜひ丁寧にそういうものが手元にあるのだったらきちんと対応していただきたいのと、未遂になった人たちの情報というのも、それはぜひ欲しいですというようなアプローチもされてるのですかね。

◎上村生活安全部長 同じように、未遂も既遂もこの防止の広報とかに使わせていただいております。それから、だまされた人の手記とかも載っております。結局、孫とか、子供さんからめったにかかからない電話に、結構、母性本能をくすぐるような形で、この子をどうしても助けてあげたいという、そういう落とし穴に落ちるといいますか、そういうところを巧みに使ってきたりとか、いろんな機関、金融庁とか警察とかを介在させてだましたりとか、人を何人も介在させてだます。それから、ちょっとしたミスにつけ込んでそのミスを警察に言うぞとか、裁判に訴えられたらもっと要るぞというふうなこと、それか

ら、前にだまされたお金を取り返してやるとか、手口はもうさまざまでありますので、講演会、講習とかでは、具体的な話を、お年寄りには具体的な話が一番効きますので、そういう形で取り組んでおります。それから、その資料にお配りしておりますパンフレット等につきましては、なるべく短いキャッチフレーズでお年寄りにわかりやすいように、お金の電話があったらそれは詐欺ですよとか、通常、電話でお金の話はしませんので、そういうことでの広報に力を入れております。

◎塚地委員 県の消費生活センターも県警との連携がこの間すごく密接になってきて、地域に出る機会にもすごく対応してくださって助かってますとセンターも言っておりますので、その分お忙しくなろうかとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎坂本（茂）委員 この3ページの、それぞれの認知件数の関係は、結局、先ほど言われたように、1人の方が何度も繰り返すということも言われてましたけども、この件数というのは、それも含めた件数ですか。それとも1件、2件とか書いてあるのは、1人という意味。

◎上村生活安全部長 1人という意味です。

◎坂本（茂）委員 だったら例えば、ギャンブル必勝法情報提供名目の欄に、2件で1億5,000万円いうたら、言うたら1人の人が何度もひっかかっちゃうということですか。そういう意味では、もうけたいから取り返すというか、そんな考えが働くのかもしれませんが、そういう人なんかはまさにさっき言われたように、何回かひっかかっている段階で警察への相談とかいうのは一切出てこないというか、もう行き詰まってしまわないと出てこないというかですね。前に業務概要で各署を回ったときに、何か警察が言っても信託してくれないというか、だますほうを信託して、警察の言うことを聞いてくれないみたいな話もあったわけで。けど、なぜそんなことになるのかなという気もするのですが、そこらも含めて。例えば何回も繰り返しだまされているという、例えばこの件数で言うと、実際は何回だまされてるとかいうのは数的にはわかりませんか。

◎上村生活安全部長 ちょっと手元には資料を持ってないのですが、ロト6の分だと10回前後ぐらい、だまされております。というのも、やっぱり1回だまされると、そのお金も返してもらえるとこの話を信じて、半信半疑のところもあると思うのですが、そういうところを巧みに使って相手は攻めてくるということですね。それから、どうしてもお年寄りになっていくと、考え方も若干凝り固まってくるのではないかな。結局、子供の言うことよりかは、逆に他人の言うことを信じるとかですね。長らく会話をしてくれるという、その会話の時間が長くなればなるほど親近感がわいてくる、この人は自分の息子よりかは信用を置けるなというふうな傾向になっていくということだろうと思ひます。だまされておる人の傾向としてですね。

◎明神委員長 それでは、これで質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《人事委員会事務局》

◎明神委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

《報告事項》

◎明神委員長 人事委員会事務局より、1件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

「高知県職員等採用上級試験における出題ミスについて」、人事委員会事務局の説明を求めます。

◎福島人事委員会事務局長 人事委員会でございます。

職員の採用試験におきまして出題ミスがありましたので、その内容と経過につきまして御報告をさせていただきます。

お手元の人事委員会という青いインデックスの資料をお開き願います。去る6月22日に、本年度の職員採用上級試験の1次試験を高知市と東京都で実施をいたしました。出題に誤りがありましたのは、畜産の専門試験で、受験者は高知会場で5名、東京会場で2名の合計7名でございました。誤りの内容でございますが、全部で40問の中の1問です。5つの選択肢の中から1つの正解を選ぶという、五肢択一式の問題で、正解が2番と5番の2つ存在をしたというものでございます。裏面をちょっと見ていただきますと、その詳細をお示しをいたしております。公益財団法人日本人事試験研究センターから送付をされてきた説明資料でございますが、中ほど、枠囲みの部分にございますように、本来、5番のみを正解とする意図で作成をしたにもかかわらず、記述を誤ったために、2番も正解となったというものでございます。

また、表面のほうへお返しいただきまして、採用試験の試験問題は、日本人事試験研究センターから提供を受けておりまして、6月26日木曜日に同センターから連絡を受け、判明がいたしました。同センターによりますと、賛助会員であります他の地方公共団体からの指摘があつたとのことでございます。これを受け、人事委員会の対応といたしましては、正解が2つ存在をすればいい、正誤を問う問題としては有効に成立しているものと判断をいたし、2番あるいは5番を選択した受験者を正解と取り扱い、採点をすることといたしました。

こうしたケースにおきましては、本県のように取り扱います場合のほか、設問自体が無効であると判断をいたしまして、採点対象から除外をする。あるいは、全員を正解扱いする場合もございます。県によって取り扱いも分かれております。本県におきましては、過去の類似事例、あるいは大学入試センター試験におけます事例などを参考に、今回こうした判断をしたものでございます。なお、今回は、本県の採った方法以外のいずれの方法を

採ったとしても、得点順位に一切の変動がないことは確認をいたしております。6月27日金曜日にこの内容を報道発表いたしますとともに、ホームページに掲載いたしました。

また、当該7名の受験生の方に対しましては、個別に電話連絡をいたしまして、おわびをいたしますとともに、その対応方法につきまして御説明をいたしました。第1次試験の合格発表は7月4日、今週の金曜日を予定をいたしております。

日本人事試験研究センターでございますが、教養試験、あるいは各種の専門試験の問題を作成・提供をする専門機関でございまして、全国45の道府県、東京都と大阪府を除いたすべてでございます。それと、19の政令指定都市が賛助会員となっております、全国ほとんどの団体が問題の提供を受けておるところでございます。

試験問題の提供を受けました際には、私どもで印刷をする前に慎重にチェックをいたしておりますけれども、専門技術試験の内容に踏み込んでまでのチェックは現実的に困難でございますことから、誤字・脱字あるいは番号の欠落の有無など、外形的なチェックにとどまっております。再発防止に向けました今後の対応といたしましては、試験センターに対しまして、今後このようなことがないよう、一層のチェック体制の強化を要請いたしますとともに、人事委員会といたしましても、どのような対応が可能なのか、四国4県の人事委員会協議会、あるいは全国の人事委員会連合会の場で、対応について検討・協議をしてみたいと考えております。

報告は以上でございます。

◎明神委員長 それでは、質疑を行います。

◎塚地委員 こういうふうにある意味、被害をこうむったということで、契約上何か賠償みたいなものがあつたりするというシステムではないのですか。

◎福島人事委員会事務局長 基本的に、契約上ではそういった条項はございませんし、本県の場合、そもそもこれを無効として、何らかの損害が出たものという受けとめはいたしておりません。結果といたしましては、これは問題としては有効に成立したと判断をいたしておりますので、賠償の問題にはつながらないと考えております。

◎塚地委員 向こうからは、申しわけございませんでしたというおわびが来ると、そういう程度のものということですか。

◎福島人事委員会事務局長 現状そうでございますが、全国的に影響を受けておりますので、そもそも全国の道府県、それと政令指定都市が、ある意味、構成して設立されておる法人でございますので、全国一致して強く申し入れをしてみたいと思っております。

◎明神委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

◎明神委員長 それでは、お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案2件、条例その他議案8件、報告議案2件について、これより採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、これより採決を行います。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第3号「高知県職員の配偶者同行休業に関する条例議案」から、第7号「高知県税条例の一部を改正する条例議案」まで、以上5件の議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以上5件の審議を一括採決します。

第3号議案から第7号議案まで、以上5件の議案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、第3号議案から第7号議案までは、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第13号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第14号「高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第18号「新図書館等複合施設建築主体工事請負契約の締結に関する議案」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員の挙手であります。

よって、第18号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、第20号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、第20号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決することに決しました。

次に、報第1号「平成25年度高知県一般会計補正予算の専決処分の報告」を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、報第1号議案は、全会一致をもって原案のとおり承認することに決しました。

次に、報第2号「高知県税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」を原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手全員であります。

よって、報第2号議案は、全会一致をもって原案のとおり承認することに決しました。

それでは、執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《意見書》

◎明神委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案4件が提出されております。

まず、「地方財政の充実・強化を求める意見書(案)」が、県民クラブ、日本共産党、県政会、南風(みなみかぜ)から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 例年この時期に来年度予算に向けて、特に地方財政の確保ということで、全会一致での意見書提出をお願いしているところですが、ぜひ、今回も全会一致で意見書の提出に御賛同いただけたらと思います。

◎ 自民党も、基本的には一緒に全部内容も提出させていただきたいと思います。ただ、7番に「交付税算定を通じた国の政策誘導であり」という文言もありますので、ここを断定するのではなくて、「誘導につながるおそれがあり」と、ちょっと文言を直して、オーケーとさせていただきたいと思います。

◎ それは、構わないと思います。

◎ それでは、ここを「誘導であり」を「つながるおそれがあり」と訂正をして、全会一致でということでもいいですか。

◎明神委員長 正場に復します。

この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することにし、細部の文案の調整は正副委員長一任ということにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

次に、「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書(案)」が、自由民主党、県政会、南風(みなみかぜ)から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 参議院選挙制度をどう見直すかということで、この1票の格差の問題が。「過度に固執することなく」ということを言われているんですけど、そこはやっぱり1票の格差というのは極めて重いものですので、だから、その重さを実情として考えたら、今回の選挙区割のごたごたというわけではなくて、どう考えても、一定やっぱり比例の部分をきちんと保っていくということが1票の格差をなくす上では最も大事なことなので、選挙制度全体の改定のあり方として、私どもは単純にこれに賛同できないので、不一致です。

◎ 「都道府県単位の制度を堅持」というところで、もうだめなんですか。

◎ 基本的に小選挙区という形になっちゃうので。

◎ そうでなくて比例にしてくださいということですよ。

◎ はい。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻すことといたします。

次に、「国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（案）」が、自由民主党、県政会、南風（みなみかぜ）から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

（ 小 休 ）

◎ 私どもはとんでもない。一体、どの国民がそれほど、今、急いで憲法改正の早期実現を求めているという声が上がっているのかとお伺いをしたい状況でございます。むしろ、守ってほしいという声がこの間の世論でも大きくなってきているというのが現状だと思いますので、全く賛同できないです。

◎ 国民も憲法改正に相当賛成の方がふえましたよ。半分以上はね。こういう国民の意思を受けて、我々はこういう意見書を出したということでもあります。

◎ うちの会派も賛同できないのですが、ちょっとお聞きしたいのは、新たな時代にふさわしい憲法というのは、どういうふうな憲法であるということをここでは言いたいわけですか。

◎ 憲法審査会で今やってまして、自民党案出てますよね。

◎ そしたら、自民党案に沿った形のものということと言われる。

◎ 当然、我々は自民党から出してますからね。

◎ わかりました。そしたら、なおさら。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書は検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書（案）」が、県民クラブ、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 異議なしと認めます。

それでは、御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 我々との考え方が違うわけで、もう既に閣議決定をきょうするという状態になってますのでね。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

◎明神委員長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、2日水曜日の午後4時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくをお願いします。

本日の委員会はこれで終了します。

(14時15分閉会)